

子育て世代が働きやすい会社へ！

～社員連絡会の要望が実現～

社員連絡会とは

従業員と経営陣との建設的な意見を交換する場として、日本道路の発展に寄与する組織です。当社が採用した社員で40歳未満の社員で構成され、全国社員連絡会・地域社員連絡会・事業所社員連絡会を開催し、議論を通じて、経営陣との意見交換を行っています。

2016年度の全国社員連絡会から、経営陣に提出された要望書に対し、会社側は全面的にこれを受け入れ、就業規則とその他規程を改正しました。

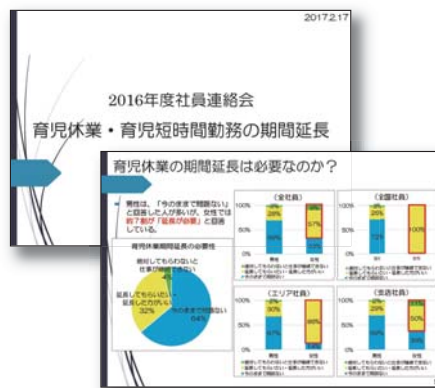


	内容	改正前	改正後	改正趣旨
1	家族手当の支給要件(月額)	・扶養する子供1人 10,000円 ・扶養する子供2人以上 15,000円 ※3人以上の扶養でも一律15,000円	・扶養する子供1人につき 10,000円 ※上限なし	少子化への対応として、経済面で安心して子育てができる会社にするための第一歩となるものです。
2	育児休業期間の延長できる期間	・子供の1歳の誕生日から6ヶ月 (最長取得可能期間：1年6ヶ月)	・子供の1歳の誕生日から1年間 (最長取得可能期間：2年間)	法定を超えた規程とすることで、就業環境を充実させ、社員のワークライフバランス実現に向けて、また、今後の当社グループを担う優秀な人材の確保や定着につなげるためのものです。
3	育児短時間勤務の対象となる子供の年齢	・満3歳未満	・小学校就学開始まで (6歳に達する年度の3月31日まで)	

就業規則(家族手当、育児休業等)の改定



全国社員連絡会(経営者へのプレゼン)



要望書



2016年度全国社員連絡会
議長 梅花 智宏
(中国支店 岡山営業所)

社員連絡会員のアンケートを集めて、経営陣の方々へ社員の生の声を伝えた結果、要望が採用され、私自身大きな達成感を感じました。また今後の社員連絡会の活性化にも繋がると思います。



2016年度社員連絡会中央事務局
岡本 明子
(生産技術本部工事部)

道路建設業で働く女性に実施したアンケートで「今の職場では子育てと両立できない」という回答が未だ多く上がります。今回の改正が、そういった悩みを抱えている方の一助となれば幸いです。今後も社員連絡会では就業環境の改善に努めていきます。